

悪臭防止法 について

高知県林業振興・環境部
環境対策課

悪臭とは？

- 悪臭とは、
人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称
- 悪臭の問題点
①感覚公害 ②悪臭物質の多様化 ③濃度によっては悪臭
- においは…
「臭気」、「悪臭」、「臭い」、「匂い」、「香り」、「芳香」など
色々な言葉で表現されるように、人それぞれの感覚によって
評価が大きく異なる。

！広辞苑の一番最初の説明は、赤などのあざやかな色が美しく映えること。

悪臭防止法による規制

- 悪臭は
悪臭防止法によって規制されている

概要

- ◇目的
- ◇規制対象
- ◇規制地域
- ◇規制方法
- ◇規制基準

3

悪臭防止法による規制

◇法律の目的

(法第1条) 原文

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護にすることを目的とする。

4

悪臭防止法による規制

◇規制対象

(法第1条)

この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い...

- 1 規制対象
規制地域内の事業活動については、その業種や規模、経営主体を問わない
- 2 事業場
ホテル、病院、学校、小売店、レストラン、事務所など
- 3 対象外
 - ・自動車などの移動発生源
 - ・建設工事などの一時的に設置される工事現場等
 - ・家庭のペットの臭い

5

悪臭防止法による規制

◇規制地域

(法第3条)

知事・市長は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければならない。

法制定時には知事が指定

→権限移譲により、平成24年から市長が指定

現在は...

◇町村域は知事

◇市域は市長

高知県は...

全市町村の全域を指定 → 県内全てが規制地域

6

悪臭防止法による規制

◇規制方法

(法第4条)

知事・市長は、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めなければならない。

規制方法

- ① 特定悪臭物質（22物質指定）濃度
- ② 臭気指数（嗅覚を用いた測定法）

県内では、

全域で①特定悪臭物質濃度により規制

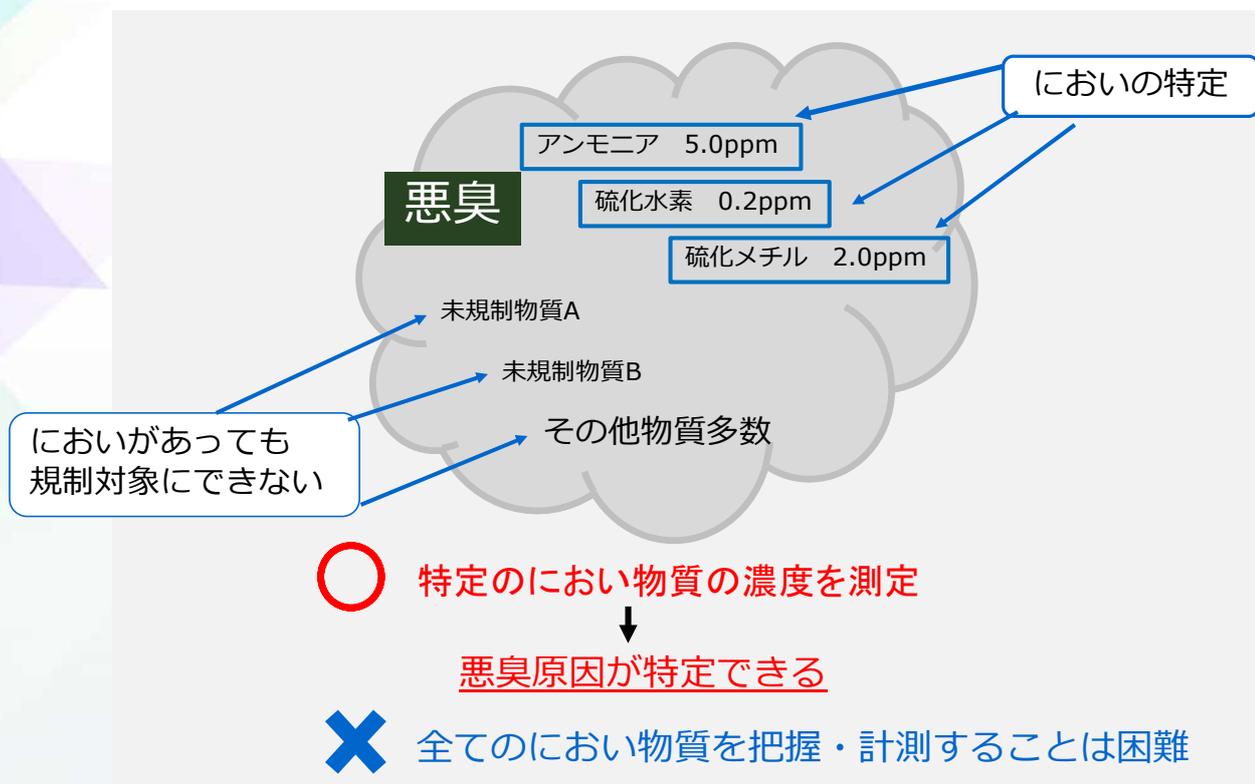
法制定時には知事が指定

→権限移譲により、平成24年から市長が指定

7

悪臭防止法による規制

◇規制方法 ①特定悪臭物質の濃度規制



8

悪臭防止法による規制

◇規制方法 ②臭気指数(嗅覚を用いた測定法)

臭気指数とは、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気
で希釈した時の希釈倍率(臭気濃度)を求め、その値の対数に10
を乗じた値。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

<例えば>

①臭気を100倍に希釈した時に、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、
「臭気濃度 = 100」

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}100 = 10 \times 2 = 20$$

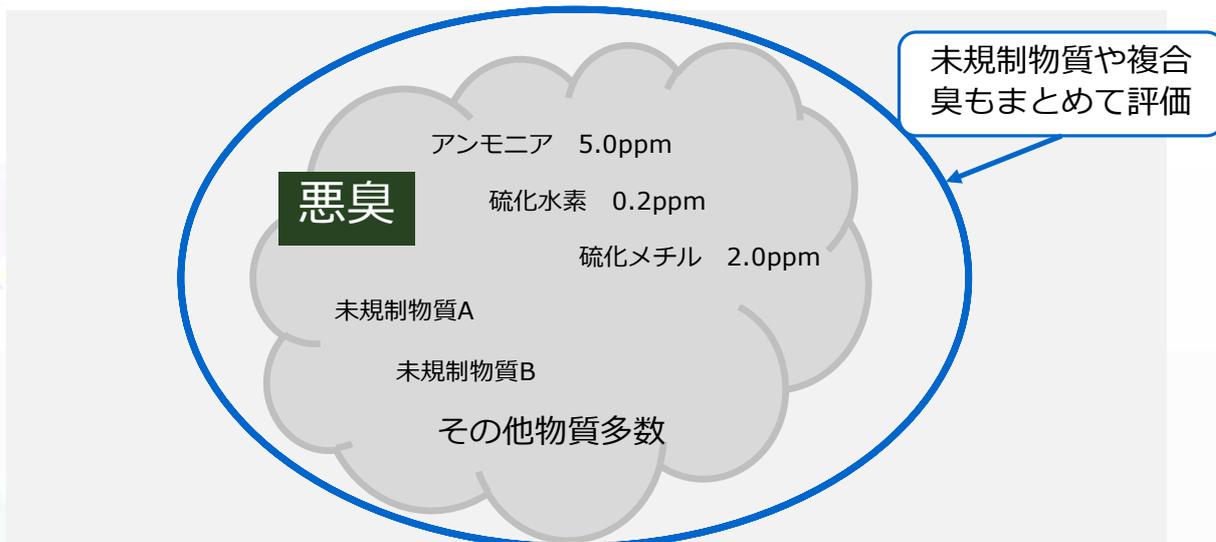
①臭気を10倍に希釈した時に、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、
「臭気濃度 = 10」

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}10 = 10 \times 1 = 10$$

9

悪臭防止法による規制

◇規制方法 ②臭気指数(嗅覚を用いた測定法)



○ 全てのおいを総合的に評価し、数値で表すことができる

✕ 特定のおい物質が原因の大部分を占める場合は、その物質濃度の測定が有効

10

悪臭防止法による規制

◇規制基準

規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排出水について定める。



環境省HP「悪臭防止法パンフレット」より

11

悪臭防止法による規制

◇規制基準

①特定悪臭物質の濃度規制

第1号基準（敷地境界線上の規制基準）

- ・第2号基準及び第3号基準の基礎となる基準
- ・物質ごとに臭気強度2.5～3.5の範囲で設定

第2号基準（気体排出口の規制基準）

- ・第1号基準をもとに、拡散計算によりその都度算出。
- ・気体排出口から拡散した臭気の地表上での最大着地濃度が、第1号規制基準を超えないように定められたもの。

第3号基準（排出水の規制基準）

- ・排出水から放散し、大気中で拡散した特定悪臭物質の濃度が、1号規制の規制基準値と等しくなるよう算出された排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度。
- ・硫黄系の4物質について、物質ごとに排出水中の濃度を算出。

12

悪臭防止法による規制

◇規制基準

①特定悪臭物質の濃度規制

【1号基準：敷地境界線上の規制基準】

- ・高知県内の市町村では、第一種区域と第二種区域で基準が定められている。

特定悪臭物質	規制地域の区分		においの質	特定悪臭物質	規制地域の区分		においの質
	第一種区域	第二種区域			第一種区域	第二種区域	
	規制基準 (ppm)				規制基準 (ppm)		
アンモニア	1	5	し尿のようなにおい	イソブタノール	0.9	20	刺激的な発酵したにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい	酢酸エチル	3	20	刺激的なシンナーのようなにおい
硫化水素	0.02	0.2	腐った卵のようなにおい	メチルイソブチルケトン	1	6	
硫化メチル	0.01	0.2	腐ったキャベツのようなにおい	トルエン	10	60	ガソリンのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.1		スチレン	0.4	2	都市ガスのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.07	腐った魚のようなにおい	キシレン	1	5	ガソリンのようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.5	刺激的な青ぐさいにおい	プロピオン酸	0.03	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	ノルマル酪酸	0.001	0.006	汗くさいにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08		ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	むれた靴下のようなにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2		イソ吉草酸	0.001	0.01	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい				
イソパレルアルデヒド	0.003	0.01					

13

悪臭防止法制定の経緯

●昭和42年 公害対策基本法の制定

「悪臭」が典型公害の1つとして規定され、悪臭問題に対して適切な措置をとるべきことが規定される。

※その他の典型公害

...大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下

●昭和44年

地方公共団体に寄せられた悪臭に関する苦情・陳情数が、典型7公害中騒音・振動に次いで2番目に多くなる



昭和46年6月 悪臭防止法 公布

14

市町村の役割

◇悪臭の測定

(法第11条)

市町村長は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。

(法第12条)
委託可能

}	特定悪臭物質濃度	→	計量証明事業者
	臭気指数	→	臭気判定士

15

市町村の役割

◇報告の徴収・立入検査

(法第20条)

市町村長は報告を求め、事業場に立ち入り検査することができる。

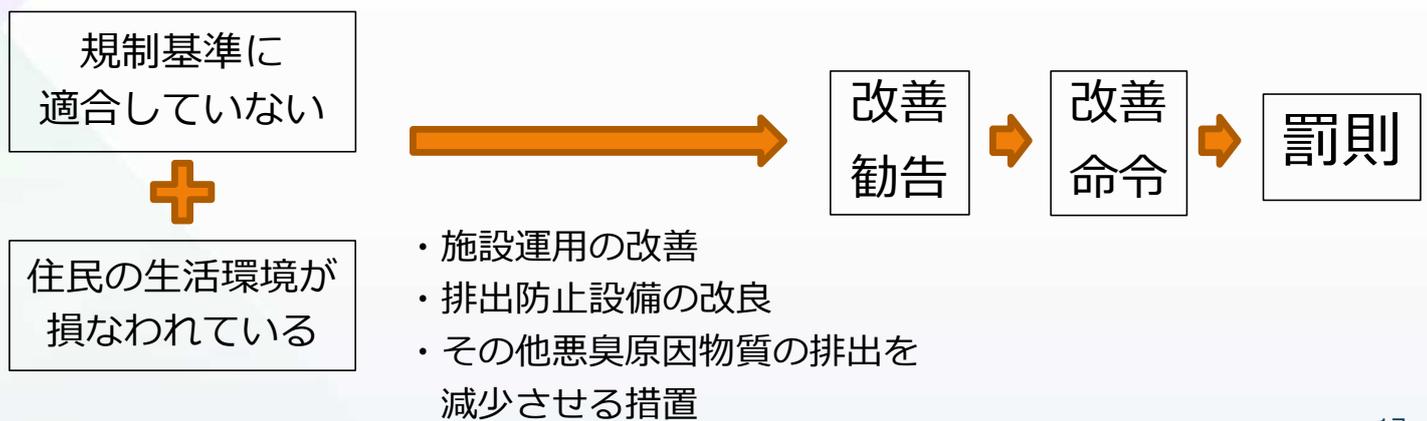
16

市町村の役割

◇改善勧告・改善命令

(法第8条)

市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告、改善命令を行うことができる。



17

市町村の役割

◇事故時の措置

(法第10条)

事業者は、事故が発生し、悪臭原因物質の排出が規制基準に適合せず、又は適合しない恐れがある場合、直ちに応急措置を講じ、かつ事故を復旧すること。また、直ちに事故の状況を市町村長に通報を行うこと。

市町村長は...

住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合



悪臭原因物質の排出防止のための応急措置を講じることを命じることができる。

18

その他にも...

◇悪臭防止対策の推進

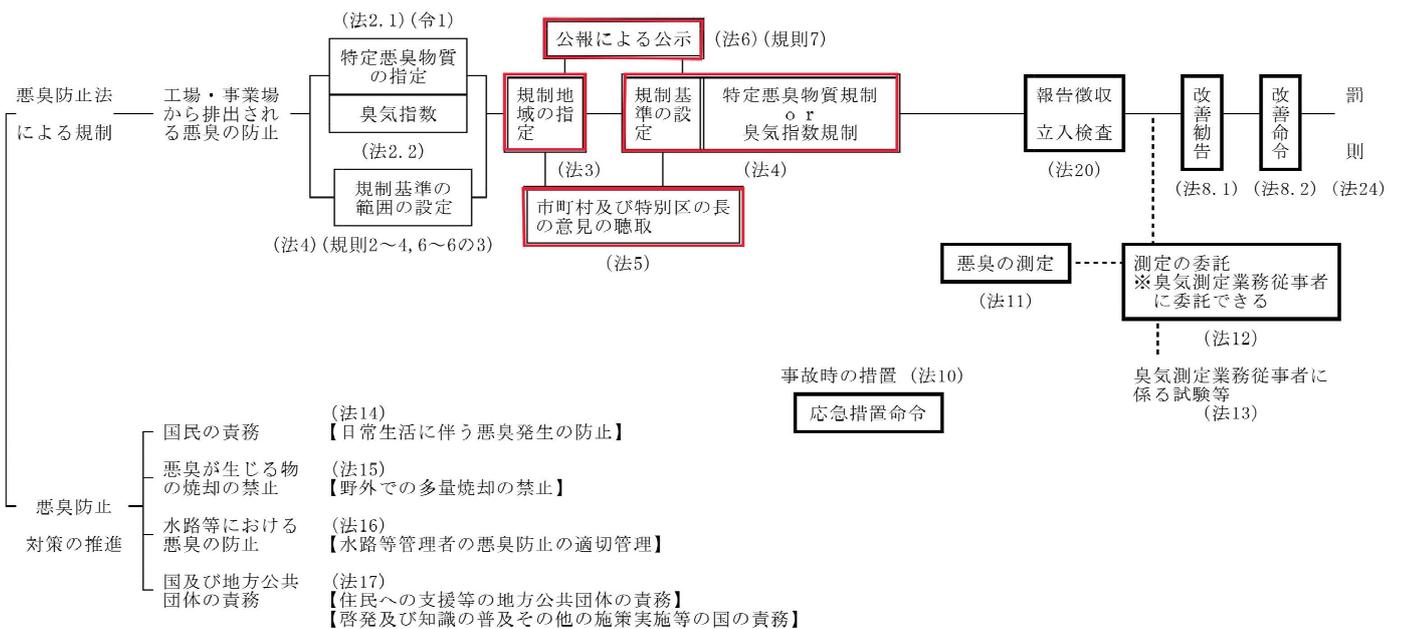
(法第14条) 国民の責務

(法第15条) 悪臭が生ずる物の焼却の禁止

(法第16条) 水路等における悪臭の防止

(法第17条) 国及び地方公共団体の責務

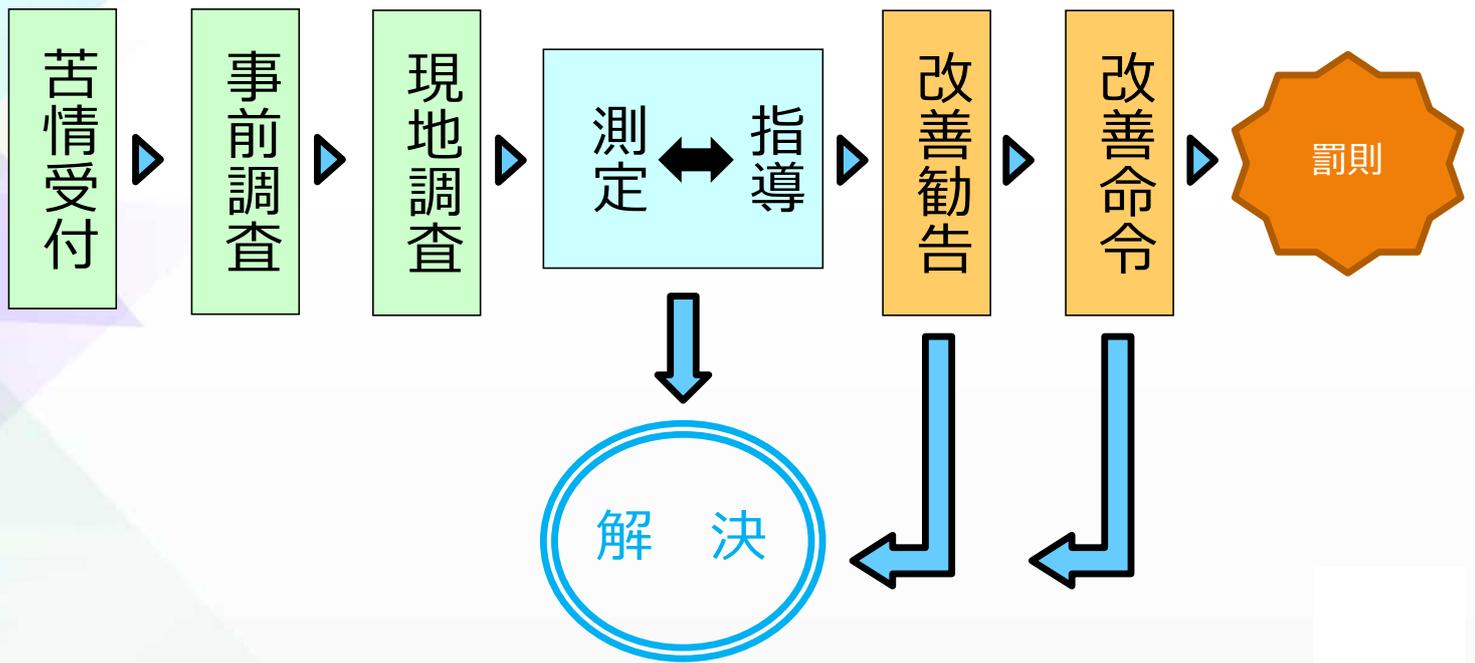
悪臭防止法の体系



- : 国が行う事務
- ▭ : 都道府県、市又は特別区の長が行う事務
- ▭ : 市町村又は特別区の長が行う事務

(注) 1. 図にあげた項目以外に、規制基準の遵守義務(法7)、国の援助(法18)、研究の推進等(法19)、条例との関係(法23)等について定めてある。
2. 図中の()内は条文である。例えば(法2.1)は悪臭防止法第二条第一項を示す。

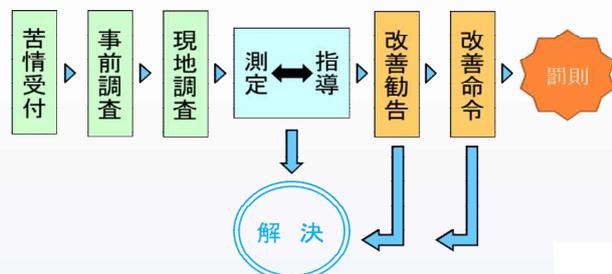
悪臭苦情処理の流れ



悪臭苦情処理の流れ

① 苦情受付

- ・ 苦情時には、苦情の話を良く聴き、申し出の内容を的確に整理・確認する。
- ・ 受付後の処理状況は、できるだけ詳細に記録し、整理しておく。



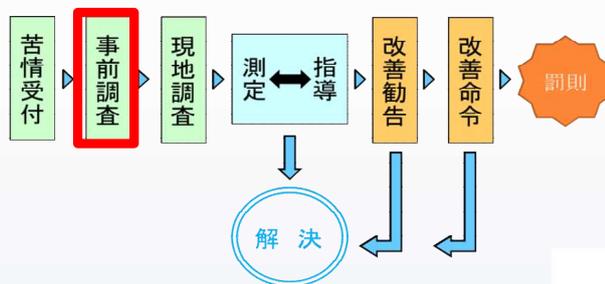
悪臭苦情処理の流れ

②事前調査

- ・ 現地調査に先立ち、苦情対象について事前に調査しておく。

【事前調査の主な項目】

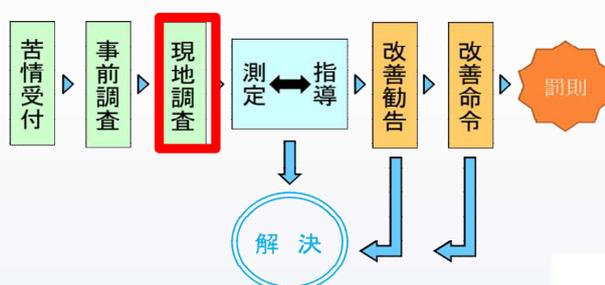
- ・ 苦情対象の周辺状況（用途地域、苦情者宅との位置関係）
- ・ 発生が予想される悪臭の種類等
- ・ 苦情対象に関する他法令による規制状況、関係機関による指導状況
- ・ 過去における苦情の有無及び指導の経過



悪臭苦情処理の流れ

③現地調査

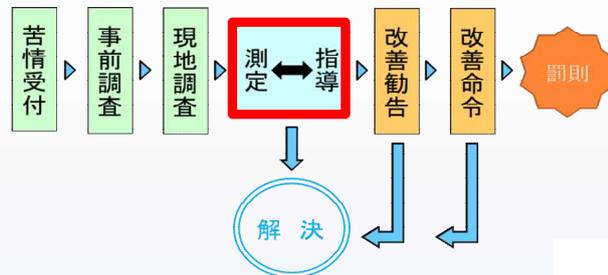
- ・ 苦情受付後早急に行うようにする。
- ・ 苦情者及び付近住民から事情聴取、立入調査、必要に応じて、悪臭の原因物質又は臭気の程度を把握するための測定を行うなど詳細に調査する。



悪臭苦情処理の流れ

④測定

- ・悪臭防止法に定められた方法で測定し、規制基準の適合状況を確認する。
- ・測定結果は、測定年月日、試料の採取条件等（採取日時、採取方法、採取時の気象条件等）を記載し、文書で保存する。

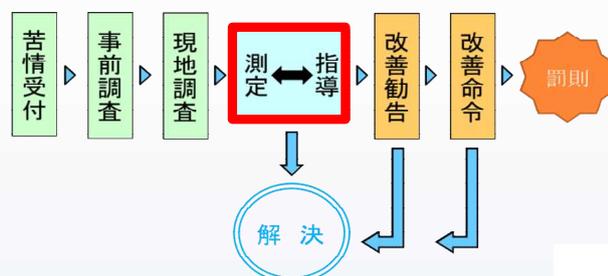


25

悪臭苦情処理の流れ

⑤指導

- ・悪臭の発生原因が究明され、地域の生活環境が損なわれていると認められる場合、改善対策を指示・指導して一刻も早い解決を目指す。
- ・対策実施後は、その効果を苦情者及び付近住民から聴取、臭気を測定して確認する。効果が不十分な場合には、原因を調査して再度指導する。

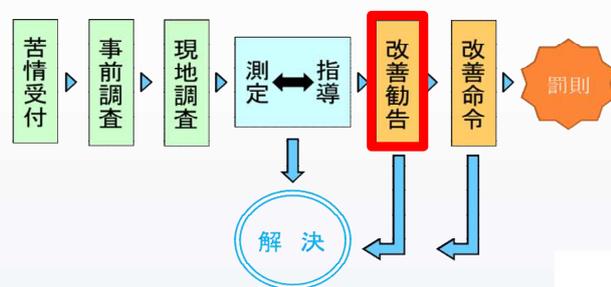


26

悪臭苦情処理の流れ

⑥改善勧告

- ・ 注意に従わない場合には、依然として規制基準に適合していない事実を確認し、周辺の生活環境が損なわれていることを把握して、改善勧告を発動する。
- ・ 改善の実施中においても立入検査を実施し、進捗状況を確認する。

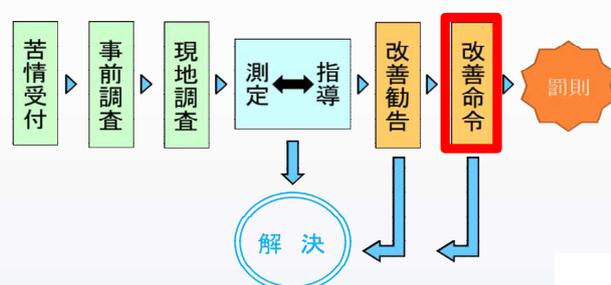


27

悪臭苦情処理の流れ

⑦改善命令

- ・ 改善勧告を受けた者がこれに従わず、悪臭の発生状況も改善されない場合には、改善命令を発動し、改善勧告に従うべきことを命令する。
- ・ 改善命令書には、行政不服審査法の規定により、処分のあったことを知った日から60日以内に行政不服審査請求できる旨を教示する。

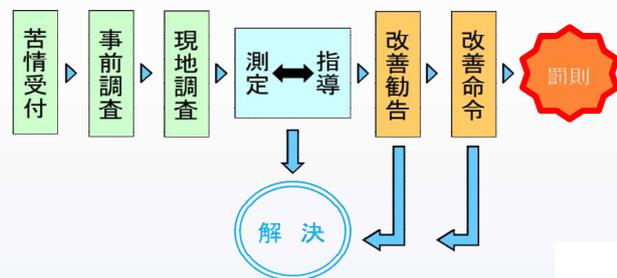


28

悪臭苦情処理の流れ

⑧ 罰則

- ・ 命令に違反した者は、行政刑罰である懲役及び罰金が科せられる。
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



29

参考資料

▽環境省HP▽

<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

- 悪臭防止法パンフレット (2019年3月)
- 臭気対策行政ガイドブック (平成14年4月)
- 悪臭対応参考事例集～畜産農業編～ (2018年10月)
- 悪臭対応参考事例集
～堆肥化施設・バイオマス活用施設編～ (2018年10月)
- 飲食業の方のための『臭気対策マニュアル』
～地域で愛されるための悪臭対策の事例集～
- 悪臭苦情対応事例集 (平成15年3月)

etc...

30

参考資料

▽環境省 災害廃棄物対策情報サイト▽

http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/

▽環境省 災害廃棄物対策情報サイト▽

～災害時の臭気対策について～

http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/odor_countermeasure_material/

31

参考資料

▽公益社団法人におい・かおり環境協会▽

<http://orea.or.jp/index.html>

▽公益社団法人におい・かおり環境協会▽

～災害時の臭気対策について～

<http://orea.or.jp/about/disaster.html>

32